

## ～消費者注意情報～

## 無料の質問サイトだと思ったら有料サイトに申し込んでいた！

(令和元年9月6日)

## 相談事例

パソコンをプロジェクターに接続しようとしたがうまくできなかった。  
そこで、検索サイトでパソコンのOSメーカーの質問サイト名を入力し、検索結果の一番上に出ていたサイトにアクセスした。

問い合わせフォームに氏名やメールアドレス、クレジットカード番号等を入力するよう書かれていたので、そのとおりにしたところ、月々約3千円の料金がかかるという画面が表示され、そこで初めてこのサイトがOSメーカーの質問サイトではなく、別の事業者の有料質問サイトであることに気付いた。

契約してしまったようだが解約できるだろうか。(60歳代男性)



## 東京都消費生活総合センターからのアドバイス

- ★ インターネットで提供されるサービスでは毎月定額の料金がかかる場合があります。利用条件や料金等を事前に確認しましょう。

利用者からの質問を受け付けて回答する質問サイトなど、さまざまな有料サービスがインターネット上で提供されています。中には毎月定額の料金がかかるサービスもありますが、申し込み画面には書かれておらず、画面の片隅に表示される「利用案内」や「利用規約」等のリンクを開いて内容を見ないと、毎月定額の料金がかかることがわからない場合があるため、注意が必要です。また、無料サイトと誤っていても、クレジットカード情報の入力を求められた場合は何らかの料金がかかる可能性がありますので、入力する前に必ず確認しましょう。



- ★ 困ったときは、消費生活センターに相談を！

誤って有料サイトに申し込んだが解約がうまくいかなかったり、事業者の対応などについて困った場合には、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155(相談専用電話)  
お近くの消費生活センター 局番なし188 (消費者ホットライン)

## &lt;悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください&gt;

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。